

生活習慣病対策強化研修業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

生活習慣病対策強化研修業務

2 委託業務の目的

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき令和6年3月に策定した「山口県国民健康保険運営方針」の「第6章 医療に要する費用の適正化」を踏まえ、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組めるよう、市町職員に研修を実施する。

また、研修を受講した市町職員が実施する面談指導に対して、必要に応じコーチングや指導実務アドバイスを行うことにより、糖尿病性腎症重症化予防指導のスキルアップを図り、その後の市町における保健指導の実効性を高めることを目的とする。

3 委託業務の期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

次のとおり、研修を実施し、運営すること。

(1) 事業対象者

県、市町職員 20名以下

(2) 事業内容

ア 指導者用

① 対象者

市町国保において保健指導の実務に携わる、保健師や管理栄養士等の専門職員を対象とし、参加人数は15名以下とする。

② 研修内容

生活習慣病予防、糖尿病性腎症の重症化予防に必要な項目（予防及び重症化予防の取組構造、生活習慣病に類する各疾病の基礎知識、保健指導技能など）について、市町の専門職員が集中して学ぶことのできる研修課程、実施計画を立案し、研修を行うこと。

予防及び重症化予防に係る国の動向や、山口県の医療に関する各計画、県版糖尿病性腎症重症化予防プログラム、市町のデータヘルス計画など関連する計画を踏まえ、市町の実情に応じて、研修対象者のどういう能力をどういう手法で高めるかを明確にし、実施すること。

研修時間については、概ね30～40時間程度を目安とすること。

研修過程の要所において、理解度を確認するための小テスト等を実施するなどして、参加者の進捗状況を適宜把握し、県に報告しながら実施すること。

イ 監督者用

① 対象者

市町国保においては、生活習慣病予防、糖尿病性腎症の重症化予防に係る対象者抽出や受診勧奨、保健指導等の業務について、外部委託を実施する場合がある。当該委託を発注者として監督する立場にある事務職員等を対象とし、参加人数は5名以下とする。

（2）ア指導者用をベースとするが、委託業務の監督が主な職務になることを踏まえ、関係知識の習得を目的とし、保健指導技能習得は含まないものとする。

研修時間については、概ね20～30時間程度を目安とすること。

研修過程の要所において、理解度を確認するための小テスト等を実施するなどして、参加者の進捗状況を適宜把握し、県に報告しながら実施すること。

ウ 指導者・監督者共通

① 対象者

上記ア及びイの対象者うち、希望のあった者とする。

② 内容

市町職員が実施する面談指導に対して、必要に応じコーチングや指導実務アドバイスを行う。

③ 進捗管理

対象者の進捗状況を適宜把握し、県に報告しながら実施すること。

(3) 実施方法

E ラーニングを中心に実施すること。業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務遂行にあたっては県と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。

(4) スケジュール

令和6年 8月上旬 (期間内)	研修期間の開始 (県へ適宜進捗報告)
令和7年 3月中旬	研修期間の終了
令和7年 3月末まで	事業報告書の提出

5 工程管理

受託者は、契約締結後、県と協議のうえ速やかに作業工程表を提出すること。また、提出後において変更が必要な場合は、県と協議のうえ速やかに作業工程表を修正し提出すること。

6 成果物

本委託業務の成果物として、令和7年3月31日までに下記のものを紙および電子媒体で県に提出すること。様式は任意とする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他、県と協議して定めるもの

7 成果物の帰属

本委託業務にかかる成果物は、すべて県に帰属する。

受託者は、県の許可を得ることなくこれを公表、貸与又は使用してはならない。また県の承認を得て再委託を実施する場合には、再委託先にも同等の内容を順守させなければならない。

8 業務の適正な実施に関する事項

委託業務の実施にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報等の保護について、厳重に注意すること。

9 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、本仕様書に特段の定めがあるほか、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人等、本委託事業に従事した者が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

10 その他

(1) 委託料

委託料は、実績に応じて支払うものとし、詳細は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(2) その他

この仕様書の内容に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けること